

48:31

甲斐委員:それでは引き続きまして議題の3番、「[放射性物質汚染対処特別措置法に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について](#)」です。前回163回総会では福島県内の除去土壌の復興再生利用等に関して環境大臣から諮問がありました。本日は引き続き当該諮問について審議を行いたいと思います。

本日は前回の議論を整理した内容を事務局の方から説明していただきまして、さらに回答についても環境所の方からご説明いただきたいと思います。その後委員会の中で事務局が提示した論点について、審議をしてみたいと思います。まず事務局の方からご説明をお願いいたします。

原子力規制庁(事務局):事務局より[資料164の3の1](#)答申に向けた論点整理及び議論の進め方についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。こちらの資料は前回の放射線審議会第163回総会でのご議論及び委員の皆様からご提出いただいた事後の意見をもとに放射線審議会が答申を出すために検討すべき論点の案を事務局がまとめたものでございます。委員の先生方に置かれましてはこれらの論点案に過不足がないかご確認いただきましてご審議に活用していただければと存じます。

3ページ目はこれまでの検討経緯をまとめておりますので説明を割愛させていただきます。4ページ目をおめくりいただいて5ページ目にお進みください。ここから論点紹介してまいります。1つ目の論点となります対象となる集団すなわち人についてでございます。ICRP国際放射線防護委員会の2007年勧告や放射線審議会が策定しました放射線防護の基本的な考えの整理などでは、作業者と一般公衆を区別して取り扱っております。

前回の環境省のご説明では、作業者も一般公衆扱いと整理するとお示しいただいたところでございますが、委員の皆様より質疑がございました。そこで1つ目の論点として対象となる人について、復興利用に携わる作業者の方と一般公衆を区別すべきか、もしくは同じ集団として取扱うのか上げさせていただきます。

6ページ目となります2つ目の論点です。放射線防護の考え方についてです。復興再生利用においてそれぞれの集団に対する放射線防護の考え方をどのように適用するか、具体的には追加被ばくの線量限度値や被ばく状況、現存被ばく状況または計画被ばく状況、被ばくカテゴリー、公衆被ばくまたは職業被ばくをどのように適用するかまた放射線防護の考え方を新しい取り組みである復興再生利用において、地域や状況に応じてどのように適用するか、また環境省が今後作成するガイドラインにおいて放射線防護の考え方についてどのように記載することが望ましいかをご議論いただくのが良いかと存じます。

3点目が線量基準となります。線量基準を1mSv/年を超えないこととするかで良いかご議論いただくのが良いかと存じます。

4点目最適化についてです。前回の放射線審議会では最適化について多くのご意見をいただきました。

そこで最適化のプロセスは事業や現場ごとに異なる中、放射線審議会として何を評価すべきか、最適化のプロセスにおいて線量水準以外にも考慮すべき要素があるか、ガイドラインにおいて最適化について方法や考慮すべき要素などどこまで具体的に技術記載されることが望ましいかをご議論されるのか良かと存じます。

8ページ目は議論の参考となる論点1から4を表にまとめたものでございますので必要に応じてご活用いただければと思います。

9ページ目をご覧ください。5つ目の論点 となります正当化についてです。環境省の復興再生利用は放射線防護上一定の正当性があると判断してよいか、またガイドラインにおいて正当化についてどのように記載されることが望ましいかをご議論いただくのが良いかと存じます。

10ページ目となります。6つ目の論点となります。

コミュニケーションです。前回の放射線審議会でもリスクコミュニケーションにつきまして多くのご意見をいただきました。環境省は地域とのリスクコミュニケーションのあり方について、「中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に関わる地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ」で検討が行われているところでございますが、放射線審議会よりお伝えすべき事項はあるか、またガイドラインにおいてリスクコミュニケーションについてどのように記載されることが望ましいか、ご議論いただくのが良いかと存じます。

11ページ目となります。7つ目の論点となりますガイドラインについてです。環境省は本日ガイドラインのポイント案として[資料164の3の5](#)をご提示いただきました。こちらをどのように評価されるか、また放射線審議会として答申を出すために論点1から6以外に何かガイドラインに記しておかねばならない事項があるかをご議論いただくのが良いかと存じます。

以上7つの論点の案について説明いたしました。

54:22

資料の説明以上となります。つきまして環境省より説明をお願いいたします。

環境省:環境省の大野と申します。私の方から[資料3の3](#)以降につきましてご説明をさせていただきます。時間の関係もあると思いますので、割愛しながらご説明したいと思っております。資料3の3につきましては前回の審議会あるいはそれ以降に委員の皆様から頂いたご意見に対して環境省としての回答を記載したものになりますので、こちらについてはかなり字が多くなっておりますので、こちらの回答のポイントを次の資料でご説明したいと思います。続いて[資料3の4](#)をご覧ください。こちら補足資料ということでございますが、この資料3の4につきましては皆様から頂いたご意見に対しての現時点での環境省の考え方を整理したものということでございま

す。今後環境省のワーキンググループ等での議論を進めまして、ガイドラインへの反映などを検討してまいりたいというところでございます。

では資料3の4をおめくりいただきまして、2ページ目でございます。放射線防護の考え方ということで、前回も多数ご意見をいただいたところでございます。今回ご意見を踏まえて再整理しておりますので、その内容についてご説明したいと思います。今回の復興再生利用・最終処分に関する放射線防護の考え方ということでございますが、事故からの復興に向けた取り組みであるということで、まずは議論の出発点として**現存被ばく状況における参考レベル1から20mSv/年というものを考えていくことが適切**であろうと考えております。一方で復興再生利用あるいは最終処分ということについては、**計画的に利用または処分をする**ということでございますので、矢羽根の下のところでございますが、**計画被ばく状況における線量限度ですとか線量拘束値の上限値である1mSv/年というものを参考にいたしまして、線量基準を1mSv/年以下とすることとしてはどうかという風に考えてございます。**さらに防護の**最適化の観点から**、地域の関係者を含む関係機関等の参加のもと、**個別事業ごとに追加被ばく線量をさらに低減することを検討する**ということで、**地域とコミュニケーションを図りながらこういった取り組みを進めていく**ということでございます。下の点線で囲んでいるところでございますが、復興再生利用については**シナリオ評価によって8000Bq/kg以下の土壌を持ち込むことで追加被ばく線量は作業員でも1mSv/年以下とするということができる**と考えております。一方で実際の運用においても、空間線量率の測定結果等がございますので、そういったものを整理いたしまして追加被ばく線量が1mSv/年以下となっていることを線量の観点でも確認をしていきたいという風に考えてございます。こういった考え方を今後ガイドラインにも記載していきたいというところでございます。

続いて3ページ目でございます。IAEA専門家会合における議論のご紹介ということになりますが、計画被ばく状況、現存被ばく状況のどちらが適切かということに関して議論がございました。この点について**ステークホルダーはどの被ばく状況が関連しているかということよりも、追加的な線量について関心がある**という風なご見解をいただいております。結果として**除去土壌の再生利用において被ばく線量1mSv/年という線量は適切である**という風に考えるというような評価をいただいているところでございます。

続いて4ページ目になります。4ページ目は復興再生利用の安全性についてということで、こちらは今後のコミュニケーションにあたっての説明のポイントということで、こちらの内容は適宜ブラッシュアップしていきたいと思いますが、まずは放射線の健康影響についてということのご紹介が必要だろうということで、さらに真ん中から下でございしますが、復興再生利用の安全性についてということで、1ポツ目は先ほどの放射線防護の考え方の通りでございます。

2点目につきましては、作業者であっても1mSv/年以下となるように放射能濃度の設定をしておりますので、利用期間中の周辺の居住者の方ですとか、利用者の方々への影響はさらに小さくなるということもポイントだと思います。

さらに3点目はセシウムが土壌に強く固着しているということで、**水への溶出も非常に小さい**ということを安全性のご説明としてしていきたいと考えてございます。

続いて5ページになります。

5ページは作業者への対応ということで、こちらについても多くの委員の皆様からご意見をいただいております。こちら上の2つのポツになります。基本的には8000Bq/kg以下の土壌を利用するということでございますので、**電離則の適用は受けず、特別な放射線障害防止措置を講じることなく行うことができる**という、これが基本的なルールだと考えてございます。ただし利用する土壌に放射性物質が含まれていることすとか、不要な被ばくを避けることが望ましいということ、**留意事項として作業者に説明をする**ということも考えているところでございます。また空間線量率の測定を行いますので、作業環境における放射線量を把握することも可能ということでございます。地域の関係者を含む関係機関等との相談の中で**個人線量計によって作業者の被ばく線量も把握すべきという議論に至った場合には、代表者の方に個人線量計を持っていたいて被ばく線量を把握する**ということも可能だと考えてございます。

最後の点ですが、防護の最適化という観点で、作業者もこの相談の対象になると考えておりますので、こういった観点を作業者の方々にもご説明したり対応していきたいと考えてございます。

続いて6ページ目でございます。

こちらは復興再生利用の管理にかかる責任関係者についてということでございます。こちら放射性物質汚染対処特措法においては、除染実施者が**最後まで責任を持つ**という構造になっておりまして、計画段階については当然このコミュニケーションについても除染実施者が中心となって行うということでございます。施工、維持管理段階についても、責任は除染実施者ということになります。公共事業等において、一部施工・維持管理を委託するという場合もありますが、こういった場合も最終的な責任は除染実施者にあるということで、こういう法体系の中での取り組みであるということでございます。

続いて7ページ目になります。

1:01:15

こちら前回お示したシナリオ評価に関するものでございますが、まず復興再生利用では利用方法が土木工事等

での利用に限定されるということでございます。その上で前回の資料のシナリオ評価では500m×500m×約5mという盛土を想定した計算を行っていましたが、これは線源の大きさとしてこちらにお示しているような道路の盛土とか埋戻しのようなパターンも包含しており、こういった評価も

続いて8ページは放射性セシウム濃度の測定調査方法でございまして、いくつかポイントを書いておりますが、校正された装置を用いるということ、その際の測定の責任も除染実施者にあるということでございます。調査方法としては一定ロットの複数点から試料採取を行う方法と、現場で連続測定を行う方法、こういったことを検討しているということで、今後ガイドラインにも分かりやすく記載をしていきたいというところでございます。測定の結果、8000Bq/kgを超えたものについては取り除いて復興再生利用には用いないということを考えております。

9ページ目は前回ご指摘いただいた輸送時の事故時の対応ということで、参考でつけておりますが、現在中間貯蔵施設への除去土壌の輸送を行っておりまして、こういった中で事故等の際の対応を考えております。このスライドの下半分、運転者の方の対応、輸送実施者が警察道路管理者と連携してどういことをやっていくかということ、復興再生利用等についても分かりやすく整理をしていきたいと考えています。

続いて10ページについて

モニタリング情報の公表ということで、現在中間貯蔵施設事業とか実証事業の内容について環境省のウェブサイト等でモニタリング情報を公開しております。今後の復興再生利用・最終処分に関するモニタリング情報につきましても、理解醸成の観点から遅滞なく情報を公表していくということが望ましいということをガイドに記載してまいりたいと考えてございます。

最後11ページ、

最終処分に向けた減容処理を想定したものでございます。基本的には8000 Bq/kgを超える土壌を扱う際に処分のための施設が満たすべき要件ということで、改正電離則に決まりがございまして、これを守ったり、あるいはその敷地境界において空間線量率を測定するといったことを取り組みとして行っていきたいというところでございます。資料3の4は以上でございまして、

続いて資料3の5につきましては、現在環境省の方で復興再生利用のガイドラインを、有識者のワーキンググループの方で検討を進めてございます。今回先生方から頂いたご意見についても、今後のこのガイドラインの議論の中で反映させていただきたいと考えておりますので、引き続きご指導いただければと思います。環境省からの説明は以上でございまして、

甲斐委員：事務局の論点整理と環境省のその後のご説明をいただきました。委員の先生方から議論をお願いしたいと思います。横山委員お願いいたします。

横山委員：論点の1になるかと思うんですけども作業者の対象となる集団の人についての作業者に關してということなんですけども今環境省からご説明いただいたような方法というか考え方によろしいかと思っております。というのもあまり厳しくするというのもこれまでの作業者に対して除染作業者それから一般の我々のような放射線業務従事者の放射線障害防止の考え方というものが今既にあるわけで、それと整合性を取りながらこの事業に關しても行っていたいただければと考えてます。ただしやはり事業者というか作業者の方の健康不安というのものもあるかと思しますので、そういうものに関してその不安に配慮しつつ、過剰な負担とならないように対策を取っていたいただければと思っております。

それからもう1点、ガイドラインと2番になるのかちょっとどの論点になるのか分からないのですが、今回のこの基準の技術的考え方というのは、国が基準を示すだけではなく、その基準よりも低い線量レベルまで最適化を実施する際にも国が責任を持つというような考え方かと思っております。そういう考え方というのは非常に新しい今までなかったものだという風に考えておりまして、これが分かるように一般の国民それから自治体に分かるようにしっかりとガイドラインに示していただきたいということと、その基準がどのように決められた、基準というよりは今回の基準に關しては妥当だという風に考えているのですけれども、最適化を行うにあたってその線量レベルというものがどうい風今まで計画被ばく状況の中で放射性廃棄物を取り扱う上で考えられてきたのかというものも最適化の検討を行う上で参考になると思しますので、そういう数値レベルを具体的に根拠と共に示していただければよろしいのかなと考えてます。

甲斐委員：はいありがとうございます。論点123に關するところ線量基準に關するところのご意見いただきました。作業者と公衆との扱い方ということですが、今環境省ではこれを特別区別をしていないわけですけど同じ1mSv/年という形で、その8000ベクレルというこの1番主たる基準については、その作業者のシナリオから導かれた関係が作業者と結びつけられてるという形にはなっているわけですね。そういった意味での線量基準になってると。しかし今横山委員がおっしゃられたように、作業者という放射線作業者ではないにしても作業者として放射性物質のあるところで仕事をするという意味で、きちんとした情報は提供していく。もし不安があれば不安に対する対応を取っていくと。そういったことは必要だろうというご意見いただきました。

今この論点123特に線量基準について、いろんなご意見をいただいておりますが、環境者の方にも質問して回答いただいておりますけど、何かその線量基準についてご意見いただければと思います。作業者、公衆について特段に区別をしてるわけでない、つまり放射線作業者として扱うわけではないけれども、通常の作業者ではなくて放射線の施設や放射線の土壌の層で仕事をするという意味では、それなりの情報を提供するという配慮は

必要であるということであります。

この辺についていかがでしょうか。この論点 1についてですけど、松田先生どうぞ。

松田委員： 作業者の線量基準に関しましては1mSv/年と2mSv/年ということで同じで構わないと思いますけれどもやはり一般の公衆と比べますと、その場で長時間働かれるわけですから、やはり安心をちゃんとしていただいて働いてもらうということはやっぱり最低限必要になると思いますので、我々被ばく管理の放射線管理区域で常にやっておりますけども、実際国内で被ばく管理している方のおそらく8割程度は検出限界以下ですね。つまり逆に言うと被爆していないということを確認しながら安心して放射線を扱うというのが実際問題非常に多くのところではそうなっています。今回のこのエリアでもまさしくそういう状況にはなるとは思うんですけども、やはり被爆していないということをちゃんとデータを見て、安心していただくというぐらいの考え方も引き出しの中にお持ちでもいいのではないかなという風に思いました。

甲斐委員：はいありがとうございます。松田先生からもやはり作業者に対する不安対応ということは非常に大事なことであり、決して1mSv/年というのは線量の上限ではあるわけですけども、実際の被ばくというのはもう少しずっと低くなるであろうということで、そういった努力もまた情報もしっかり提供していくということが大事だという話でありました。この辺り基準について何か他の先生方追加することございますでしょうか。この8000Bq/kgとの関係で、ただこれは基本的には平常時を想定していますけど、平常については1mSv/年を対応できるということなわけですけど、平常じゃない例えば異常な災害が起きた時には、それなりの対応を取るというようなことも言われておりますので、そういったものを含んだ形になっています。それから現存被ばく、計画被ばくという考え方が放射線防護にはございますが、なかなかこういったものをきちんと仕分けすることの難しさがございますので、実際福島の場合は現存被ばく状況ではあるわけですけど、廃棄物として一旦まとめてどこかに設置するという意味では、計画被ばく的な扱いになりますので、そういう考え方を持った方がいいのかなと思います。

公衆という意味ではやはりそこからずっと続いていきますから現存的な扱いという線源管理が全てできるわけではございませんので、そういう考え方になるんだろうと思います。ですからどこかで計画現存という線を引くわけではありませんが、何をそこでするのか、公衆に対しては何をするのか、作業者に対しては何をするのか、という防護の管理のあり方が大切なんだろうという風に思います。この辺り線量基準等について論点123でございんですけども先生方ご意見いただければと思います。吉田委員お願いします。

吉田委員： 基本的にこの考え方に大きく反論するっていうことはございません。1点だけ確認しておきたいのは、ここで言う作業者という名称なんですけれども、作業者というのは直接的に復興に携る放射性物質も取り扱う作業者と、何かの作業をして付随的にそこにある放射性物質から被ばくする人までやはり作業する人になるわけなんです。例えばこれが実施されたとして、土壌の例えば除草をするというようなメンテナンスをする人っていうのも当然出てきます。そういう人たちも分類は違うんですけどやはり作業者という括りになると。そういうことを考えますと、5ページのところに個人線量計によって代表者の被ばく線量を把握することも可能であるという風に書かれておりますし、これも1つの方法であるかと思いますが、被ばく線量の把握がその現場でのその空間線量をモニタリングして、そこから計算でこれだけ長い時間いたとして、この線量であるというような、計算値そしてこの被ばく線量の実際の数値というのは、ある程度整合していますよというような使い方というのが現実的にはいいのではないかなという風に思います。線量計を携帯するというのは、避難区域のあの解除の時にも、線量計を携帯するということを進めてる自治体があるんですけども、まず携帯されないんですね。また携帯されても、非常に不確実性というか変動が大きいということもありまして、そういう意味ではその場の空間線量というのを図っていただいて、計算法で数値を出して、個人線量計の値というのはずれていないことを示すと、こういった努力を継続してやっていただくというのが色々な作業者ということを含める上でもいいんじゃないかなという風に思いました。

甲斐委員：ありがとうございます。そういう意味では測定をその実際の予測される線量を計算で求めた予測された線量を検証していくと、そういう風な意味合いで使っていくことも大切だというご指摘かと思います。その点いかがでしょうか。

環境省：ありがとうございます。作業者の方の線量ですとか、色々なデータが今後集まってくると思いますので、ご指摘のような点についても検証できればと思っております。一方で空間線量率が施工前後で大きく変わるかと、ほとんど変動の範囲内ということもあると思いますので、そういったところのやり方も含めて今後検討して参りたいと思います。

甲斐委員：ありがとうございます。では論点4ですね。特に最適化、結局今1mSv/年基準の議論をしてきましたけれども、やはり実際にはもっと少ない線量で収まる可能性も高いわけですし、そういった努力やそういう配慮をしていくという意味で最適化をどのようにやっていくかということは非常に大切だということは委員の先生方からもたくさんコメントをいただいております。

この辺につきましてご意見コメントございましたらいかがでしょうか。IAEAからもご指摘にあったようなステークホルダーをしっかりと関与させて最適化を行って、かなり個別の事例にはなっていくかと思いますけども。中村委員お願いします。

中村委員：先ほどの164の3の4号の2ページにもございますように、低減することを検討するということになって

ますけども、先ほど松田委員からのご指摘もありましたように、かなり低い線量になるんじゃないかなとその個々の被爆はですね。ですからこの具体的に低減をする取り組みというのが、本当に見える化されてやってる人たちにどういう風にこれが低減されてますよってということをお示しするのは結構難しい話じゃないかなと思いますので、これも追ってよくご検討されたいんじゃないかなと思います。

甲斐委員： はいおそらく線量測定するモニタリングは、空間モニタリングをするということになっておりますけどもそういう情報をきちんと提供していくことで、低減が図られてることを見せるということなのかなと思います。はい松田委員お願いします。

松田委員： 私これ最初9月の審議会ですかね、最初にこの提案をお聞きした時に、数値は全く変わらないんですけれどもやっぱり1mSv/年って本当これ受けられるのかなと、そこ一番心配したんです。ですからそういう意味での最適化のところが危惧していたんですけれども、数値そのものは変わりませんけれども、このガイドラインの内容もだいぶ細くなってきました、1番実はこれ日本語の言葉尻を取ってるだけかもしれないですけど最初の資料では1mSv/年を超えないことと書れていたのが、今は1mSv/年以下にすることという風な表現をされていて、これ私的には随分違うんですよ。1mSv/年を超えてないからいいじゃないかっていうのと、いやもう1mSv/年以下に本当に下げますからっていう風な気持ちですね、少しは伝わったのかなという風に、そこだけですけども思っております。こういった2ヶ月3ヶ月の議論を通してある程度考え方の共有化が進んできたのかなと思っておりまして、そういう意味では最適化もこのまま受けられるかどうか分からないですけど、少しは近づいてきているのかなという風に感じています。本当にもうそういった感想だけです。

甲斐委員： おそらく1mSv/年は8000Bq/kgを誘導するための基準として考えていると、実際の被ばくというのはやはりもう少し濃度が低かったりする可能性もありますので、最適化という行為によって線量はもっとずっと低くなるであろうという風には私たちも考えるわけです。そのご説明いかがでしょうか。

環境省： ご指摘の通りですね、8000Bq/kgというのは最も被ばくを受ける作業の方が、非常に大きい盛土の上で1年間作業した場合の被ばく線量ということでございまして、それが1mSv/年に当たるということでございます。実際はやはりあの甲斐先生おっしゃっていただいたように放射能濃度も全て8000Bq/kgということではございませんし、近づく時間あるいはその盛土の大きさということも変わってくると思いますので、個別事業ごとにそれぞれの事業でどれぐらいの追加被ばくになるかということ、丁寧に計算結果を示しながらコミュニケーションを図っていきたいと考えております。

甲斐委員： ありがとうございます。その他、最適化またはその後の論点567も含めてご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。吉田委員お願いします。

吉田委員： 論点5の正当化について、1つコメントなんですけれども、この中で除去土壌の課題の解決が必要これは日本全体で取り組むべき課題という風に書かれてるんですけど、私は自治体の除染検証委員会の委員を務めておりまして、自治体の方と話す機会が非常に多いんですけど、この件に関してご意見を聞きましたところ、環境省が様々な形で若い人に情報を伝えてコンセンサスを得ようとしているというのは分かるけれども実際に日本全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成って全くできてないじゃないの、というご意見が結構多く聞きます。この話というのは今からやる話ではないのではないのでしょうか。もうかなり早い時期に他のオプションはない、そしてその県外最終処分の実現にあたっては除去土壌の課題を解決しなければいけない、それにはその日本全体で取り組むという姿勢が必要だということについて国民の意識の醸成というのは進めてこられましたでしょうか。

環境省： 戸ヶ崎です。おっしゃられますように、除去土壌の県外最終処分の必要性和、それを行うための復興再生利用の必要性については国民的な理解情勢が必要だと思ってます。全国的な理解情勢活動につきましてはもうかなり前から進めておりまして、毎年ウェブアンケートを取ってるんですけど、おっしゃられるように理解度は福島県内の方で5割で、県外になると2割っていう状況ですので、今後も継続的に全国的な理解情勢が必要になると思います。今までやはり基準ができてませんでしたので、いろんな実証事業の結果とか、あとIAEAの最終報告書も出しましたが、そういったものを具体的に説明をしていて、具体的な必要性とか安全性というのは今後は続けていく必要があると考えております。

甲斐委員： この点についていかがでしょうか、コミュニケーションということにも関係しておりますけども細野委員お願いします。

細野委員： ただ今の論点の最適化ですとか正当化ってということ非常に大事でございまして、最適化を進めてこそ線量基準っていうものが受け入れられる方向に動いていくということだと思いますし、正当化っていうこともやはり復興に向けて是非取り組まなければいけないということで、正当化の根拠はあると個人的には思います。ただこれが実際に地域の方々とか作業の方々にこれが最適であるとか正当であるとかってというのは、こちら側から申し上げるのではなくて、本当にそうであるという風に最適なものであると捉えていただいたり正当なものであると捉えていただいたりということは非常に大事である。これ上から目線でいうことでは決してないということが大事でありまして、そういう観点から論点6のコミュニケーションについてっていうのは1番大事なんじゃないかなと思います。理屈の上で最適であったり正当であったりっていうんじゃないで、地域の住民の方々や作業の方々、関係の方々の納得を醸成していくという、そこに尽きるんじゃないかなと思います。

甲斐委員：今回復興再生利用を行っていく上で放射線防護上の正当性はある程度皆さん理解ができるけども、本当に社会国民日本国民の中でこれを受け止められるのかというそういうご疑問だろうと思います。そういった意味できちんとした取り組みをしていかなきゃいけないというご指摘かと思います。この辺についてご意見いただければと思いますけどいかがでしょうか。

岸本委員：今の点ですけど、正当化って割と個人レベルで例えば患者さんが放射線治療を受ける際のメリットとデメリットでっていうような、正当化ということが割と想定されてきたのかなと思うんですけど、今回はその個人レベルというよりは社会とか国レベルで正当化ということを多分考える必要があって、これをガイドラインに落とし込む時に、どういう形で記載するかっていうことは、コミュニケーションのための資料として も非常に重要になってくるかなと思うので、やっぱりまずはどこまでこの問題が社会に知られてるかということももちろんあるんですけど、再生利用に関して復興再生利用という風な呼称をしたことは一定の工夫の結果かなという風に思っていて、こういう復興という言葉をつけることによってその個人的なメリットということがないと思った人にも復興という国全体としてのメリットがあるということで、正当化ということの根拠なるのかなと思うので、そこをうまくコミュニケーション上活用していくことが大事になってくるのかなと思っています。

甲斐委員：正当化の問題は放射線防護だけに止まらない問題に発展しますので大変難しい問題でございますけども何かこの放射線防護に関係するコミュニケーションや正当化最適化の観点でご意見コメントいただければ。よろしいでしょうか、ある程度先生方からは環境省の方にも質問していただきそれに回答いただいております。いろんな意見をいただいております。現時点で方向としては諮問内容は 8000Bq/kgを1mSv/年の根拠として、8000Bq/kgを復興再生利用土壌に使うということで諮問があるわけです。その諮問を判断する上でこのような議論してまいりました。放射線防護全体の対する配慮が必要であると最適化であるとかコミュニケーションであるとかそういったことが必要であるということを書いてまいりましたので、やはり諮問内容を捕捉する意味でガイドラインをきちんと整備していただくということが条件になっていくと思いますので、審議会としてはこの諮問内容をガイドラインで捕捉するという意味でこの諮問を最終的に判断していくという方向で検討していければと思います。ガイドラインについては今日少し案を出していただいておりますが、例えば年末までにガイドラインを作られるという風に伺っておりますので、その案を審議会の委員の先生方にお送りして、それを審議会の委員の先生方がしっかり見てそれに追加修正をすると、こういうことをやはり盛り込んでいただきたいという形で最終的な議論に持っていったガイドラインを含めて最終的なこの諮問に対する判断をしていくという方向でいければと思いますけどもいかがでしょうか。そういう方向性を私の方が提案させていただきますけどもこれにつきましていかがでしょうか。ですからガイドラインの詳細はまだ議論はしておりませんので、皆さんが言いたいいろんなご意見がやはりガイドに盛り込まれるということが今回の最終的なチェックポイントになるんだろうという風には思います。中野委員お願いします。

中野委員：一点質問なんですけど、基本的にガイドラインをお示しいただくのはよろしいんですけども、今回いろんな出た質問も踏まえてですね、例えばこれはこういういわゆる法令に反映させるとかこれはガイドラインですよとかそういう棲み分けをガイドラインの方に落とし込むということなんですかね。その辺りどうでしょうか。

環境省：基本的にはガイドラインの方に落とし込むということになると思いますので、今後作成するガイドラインの中で、こういった形で反映させていただいたかということも分かるように明示をしてお送りさせていただければと思います。

甲斐委員：ガイドラインの拘束力と言いますか影響力とその辺はどういう風に考えてけばよろしいでしょうか。ガイドラインいろんなことかけますので。

環境省：詳しくは放射性物質汚染対処特措法に基づいて、基本的には復興再生利用については除染実施者がやるということになります。これは国環境省ですとか自治体の方ということになりますけれども、基本的にそういった方々はガイドラインに基づいて事業を行われるということになると思いますので、一定程度の拘束力は持つということを考えております。

甲斐委員：はいそういったご回答でございますのでガイドラインは一点の拘束力があるという風に考えていただければいいかと思います。その他こういう方向性についてよろしいでしょうか。そういった意味で今まで議論してきました線量基準の考え方、それから最適化ですね、線量基準の計画被ばく、現存被ばくということがございましたけど、大切な点はやはりそれぞれの状況の中でモニタリングをどうに行うのかといったこと、または最適化の方法ですね、ステークホルダーを関与させるといった、それぞれ事業に応じた最善の放射線防護に関する規定って言いますか、ガイドラインを作っていくということが、審議会としては皆さんの要望ではないかと思います。そういう意味では環境省の方で年末までにガイドラインの案を作られましたら審議会の方に送っていただくよう事務局の方で調整していただけますでしょうか。

環境省：承知いたしました。

甲斐委員：はいそうしましたら次回の審議会では答申に向けてガイドラインに必要な事項が盛り込まれているかどうかを確認して最終的な諮問に答えていくという風にしていきたいと思いますがこの方向でよろしいでしょうか。はいありがとうございます。それではこのような形で進めていきたいと思いますので事務局の方もよろしく願いいたしますどうも環境省今日ありがとうございます。